

# Ⅲ 都市環境

## 1 地球環境と地域環境に配慮したまちをめざします

### (1) 低炭素都市づくりの推進

#### ①地球環境保全に向けた環境負荷の少ない都市の形成

- ・低炭素社会の構築による地球環境の保全に向け、優れた環境技術の集積などの強みと特徴を活かして、温室効果ガスの排出量削減の取組（緩和策）を推進するとともに、今後想定される気候変動が市民生活に及ぼす影響を低減する取組（適応策）についても実施し、市民・事業者・行政などの多様な主体との協働による地球温暖化対策を推進します。
- ・建築物の低炭素化を図るとともに、拠点となる駅周辺への公共公益施設をはじめ、様々な都市機能の効率的な集約化にあわせて、駅へのアクセスを高める取組などを推進し、環境にやさしく利便性の高いコンパクトな都市の形成をめざします。
- ・拠点地区などの土地の高度利用を図る地域において、地球環境に配慮した都市づくりを誘導するため、民間活力や創意工夫を最大限活かす観点から、都市の成長に寄与する幅広い環境貢献の取組を評価し、都市の成長を促す取組を推進します。
- ・緑地は二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも寄与することから、樹林地等の緑地の保全を図るとともに、街路樹や公園・緑地の整備、屋上緑化や壁面緑化等の都市緑化の取組を推進します。

#### ②エネルギーの最適利用と次世代エネルギーの導入

- ・本市が多様なエネルギーの供給地であるとともにエネルギーの大消費地であることや、太陽光、風力、バイオマス、水素などの次世代エネルギーを活用した取組が市域で展開されている特色を活かしながら、創エネ・省エネ・蓄エネの総合的な取組など、エネルギーに関する取組を推進します。
- ・建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）や太陽光発電設備設置等への導入支援などにより、省エネルギー型設備の導入や風や光などの自然エネルギー利用等、環境に配慮した建築物の整備を促進します。
- ・公共施設等への太陽光発電システムやコージェネレーション等の導入に努めるとともに、「低炭素都市づくり・都市の成長への誘導ガイドライン」に基づき、民間事業者の開発計画において環境配慮等の取組を評価し、環境負荷の少ない優良な都市開発の誘導を図ります。
- ・低炭素建築物認定制度の適正かつ効率的な運用により、都市の低炭素化を促進します。
- ・公共建築物等の整備にあたっては、地球温暖化の防止や循環型社会の形成に向け、太陽光発電設備の導入や木材の利用促進等に努めます。



太陽光発電の導入

#### ③スマートシティの推進

- ・多様な主体と連携しながら、エネルギーの最適利用やICT（情報通信技術）・データの利活用により、快適性・利便性の向上と環境に配慮したスマートシティを推進します。

## (2) 環境に配慮した交通体系の構築

### ①環境に配慮した交通環境の整備

- ・自動車利用から公共交通利用への転換に向けて、鉄道ネットワーク機能の強化などを推進し、公共交通の利用促進を図ります。
- ・環境にもやさしく利便性の高いコンパクトなまちづくりを支えるために、都市計画道路の整備によるバスの走行環境の改善やバス停までのアクセス向上などにより、駅への利便性を高め、自家用車から公共交通利用への転換を促進します。
- ・交差点改良など局所的かつ即効的な対策を進め、効率的・効果的に自動車交通流の円滑化を推進します。
- ・一定幅員以上の幹線道路の整備にあたっては、周辺市街地への環境影響を低減するため、道路緑化を進めるとともに、低騒音舗装等の道路構造の改善に努めます。
- ・南部地域の道路沿道の環境改善を図るため、沿道環境改善事業の推進に努めます。

### ②交通需要マネジメントの推進

- ・臨海部企業の従業員の通勤等に関して、公共交通機関の利用を促進するなど、マイカー通勤の抑制を図ります。
- ・首都高速横羽線を走行する大型車等を湾岸線へ誘導する環境ロードプライシングについて、関係機関との連携により普及拡大を図ります。

### ③交通の低炭素化の促進

- ・燃料電池自動車や電気自動車等の次世代自動車の普及促進及び利用環境の整備に向けた取組を推進します。
- ・エコドライブの普及に向けた取組を推進します。

## (3) 地域環境対策の推進

- ・用途地域等の地域地区の指定にあたっては、市民の健康や安全な生活環境の維持を図るため、環境との調和に配慮した土地利用の誘導に努めます。
- ・都市施設の整備や市街地開発事業の実施にあたっては、地域の環境特性を十分把握し、周辺環境との調和や大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加、風環境等による環境影響への配慮に努めます。
- ・工場跡地等の大規模な土地利用転換にあたっては、周辺市街地との調和や環境改善等に資する計画的な土地利用の誘導に努めます。また、有害物質等による土壌汚染対策の事業者等の適切な取組を指導します。
- ・一定規模以上の建築物等の建築にあたっては、あらかじめ大気、水、土、生物等への影響の回避又は低減を図り、良好な環境の保全に努めるよう、事業者等の環境配慮を適切に誘導します。
- ・土地の区画形質の変更を伴う大規模な開発行為に対しては、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう、緑地や生物の生息環境への配慮や水質汚濁、雨水流出、廃棄等による環境への影響の配慮を適切に誘導します。
- ・工場や事業所等からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等の公害を防止するため、事業者等の適切な取組を指導します。

## (4) 持続可能な循環型のまちをめざした取組の推進

### ①環境に優しい循環型のまちづくり

- ・持続可能な循環型のまちの実現に向けて、より一層の環境負荷の低減を図るため、市民・事業者・行政の協働による発生抑制、再使用、再生利用の取組を推進します。
- ・川崎エコタウン立地企業における資源循環等の取組を支援し、環境調和型まちづくりを推進します。
- ・首都圏における消費地である本市の特徴と強みを活かして、国産木材の利用促進・普及を図ります。



木材の利用

### ②廃棄物処理施設の適正な立地による資源循環のまちづくり

- ・廃棄物処理施設は、処理区域の広がり、人口の分布、施設の特性等を勘案して、都市計画決定により設置することを原則とします。
- ・廃棄物の処理について、適正かつ安定的に処理施設を稼働させるとともに、長期的な視点で適切な処理施設の更新を進めます。
- ・廃棄物処理施設のうち、橋処理センターについては、老朽化による更新に伴い、資源化処理施設の機能を備えた複合的ごみ施設として整備を進めるとともに、堤根処理センターについては、更新に向けた取組を進めます。
- ・民間事業者による廃棄物処理施設の立地にあたっては、資源の再生利用による循環型社会の構築の観点や周辺市街地への環境影響を考慮し適切に誘導します。
- ・浮島において、市内で発生する一般廃棄物の焼却灰や公共工事の建設発生土等を適切に受入・処分するため、廃棄物埋立護岸等の施設について、適切な管理に努めます。



川崎港(浮島地区)

## 2 川崎らしい緑と水の骨格の形成をめざします

### (1) 市域の骨格を形成する緑・水の保全と活用

- ・多摩丘陵の広域的な広がりの中で、麻生区黒川、岡上、早野の「緑と農の3大拠点」をつなぐ樹林地を「多摩丘陵軸」として、多摩川崖線の樹林地を「多摩川崖線軸」として位置づけ、緑地保全に関わる様々な制度を活用するとともに、近隣自治体等と連携し、その保全に努めます。
- ・本市の骨格を形成する多摩川を「多摩川軸」として位置づけ、潤いのある街なみを形成する大切な環境資源として、その保全・再生等に努めます。
- ・海の玄関口となる臨海部を「東京湾軸」として位置づけ、運河や多摩川河口の広大な水域を活かした港湾緑地の整備や事業所緑化の誘導に努めます。



多摩川崖線軸



- ・これらの自然的環境資源を市域の骨格を形成する「みどり軸」として位置づけ、広域的な視点を踏まえた緑の保全、創出に努めます。
- ・地域の核となる富士見公園や等々力緑地、生田緑地等の大規模な公園緑地、まとまりのある緑地や農地、都市緑化などを重点的に推進する地区などを「みどり拠点」と位置づけ、それぞれの多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努めます。

## (2) 計画的な公園・緑地の配置の方針

### ①環境保全の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・緑のネットワークを形成し、都市気象の緩和、二酸化炭素などの温室効果ガスの吸収や騒音の防止などを図るとともに、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間の確保や身近な自然とのふれあいの場の提供など、環境保全の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。

### ②レクリエーションの視点による公園・緑地の配置の方針

- ・緑とオープンスペースの確保や市民が快適に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の確保、身近な憩い・交流の場の確保の視点から、計画的な公園・緑地の配置に努めます。

### ③防災の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・都市の防災機能の向上により、安全で安心できる都市づくりを図るため、災害時等に避難地や復旧・復興の拠点となり得る公園・緑地の計画的な配置に努めます。
- ・災害時における一時避難場所となり得る身近な住区基幹公園等については、特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民防災農地、公益施設などと連続性を持たせながら適性に配置することに努めます。

### ④都市景観の視点による公園・緑地の配置の方針

- ・空間的な広がりを持つ多摩川、歴史的な文化遺産である二ヶ領用水や中小の河川、多摩丘陵台地に存する樹林地、多摩川に沿って点在する果樹園を主体とした生産緑地地区等は、良好な田園的景観を醸しだしていることから、これらの緑地については、郷土的景観を構成する緑地として保全に努めます。
- ・市街地においては、地域の景観構成の核となるよう公園緑地を配置し、公共施設緑化、街中や河川流域の地域緑化を推進し、街なみ景観の形成に努めます。
- ・臨海部における事業所緑化を促進するとともに、水辺景観と調和した緑地の配置に努めます。

## (3) 「農」のある風景の保全

- ・麻生区黒川、岡上、早野の農業振興地域は、「緑と農の3大拠点」として、優良な農地の保全に努めるとともに、生物多様性の保全や環境学習の場の確保、耕作放棄地の解消の観点から、まとまりある樹林地の保全と谷戸に介在する農地の一体的な保全に努め、里地里山環境の保全と「農ある風景」の保全をめざします。
- ・麻生区黒川、岡上、早野の農業振興地域は、農業生産の場として、また、農業者や市民と協働した観光交流型農業に向けて、グリーンツーリズムを取り入れた地域農業の活性化を進めます。
- ・高津区久末の台地に広がる農地と樹林地は、「農と緑のふれあい拠点」として、地域の振興と併せた一体的な保全に努めます。

## (4) 緑と水のネットワークの形成

- ・多摩丘陵などの「みどり軸」や大規模公園などの「みどり拠点」を事業所の緑、住宅地の緑、街路樹、河川・水路などでつなぐことにより、「緑と水のネットワーク」の形成をめざします。

### 3 緑を保全・創出・活用し、地域の特色を活かした緑のまちをめざします

#### (1) 多摩丘陵の緑の保全と育成

- ・多摩丘陵の一角に位置する多摩川崖線を始めとした緑地は、野鳥や昆虫などの小動物の生息空間や市民の生活に潤いを与える貴重な自然環境であることから、緑地総合評価に基づいて、地権者の協力を得ながら、「特別緑地保全地区」や「緑の保全地域」の指定、「緑地保全協定」の締結、ふれあいの森（市民緑地）として借地契約の締結等、様々な緑地保全施策を活用し、保全に努めます。
- ・「特別緑地保全地区」等に指定された緑地については、良好な自然環境を維持していくために、植生管理や生物多様性の保全といった観点から、市民と協働して「保全管理計画」を策定し、里山ボランティア等の市民の活動を支援し、保全管理に努めます。
- ・一定規模以上の開発が行われる場合には、事業者や地権者に対して、緑地保全施策への協力を求めていくとともに、開発対象区域内の自然的環境の保全への配慮の助言・指導を行います。
- ・多摩丘陵における緑の保全・再生・創出・活用にあたっては、本市域が首都圏の貴重な自然環境である多摩・三浦丘陵の一角を形成していることから、関係自治体との連携を深め、広域的な取組を促進します。



特別緑地保全地区

#### (2) 地域特性を活かした特色ある公園緑地の整備・活用

##### ①大規模公園緑地の整備・活用

- ・「総合公園」である富士見公園、等々力緑地、生田緑地や「都市緑地」である菅生緑地等の大規模公園緑地は、地域特性を踏まえ、多様な主体と連携した個性と魅力のある整備や活用、維持管理に努めます。

##### ②地域の核となる公園の整備・活用

- ・人口密度や誘致圏域、地域特性等に配慮しながら、利用者のニーズを踏まえた魅力ある公園・緑地の整備・活用に努めます。
- ・地域の核となる「地区公園」、「近隣公園」は、少子高齢社会における子育てや健康増進の場など、多世代の交流が可能な地域コミュニティの場として活用するとともに、老朽化した公園は、市民参加により整備計画を策定し、公園の再生に努めます。
- ・地域の身近な「街区公園」は、借地公園制度などの整備手法を活用しながら、地域のニーズに沿った特色ある公園の整備に努めます。
- ・公園施設の長寿命化を図るとともに、公園の再整備にあたっては、市民参加による地域のニーズを踏まえた魅力ある公園づくりに努めます。

##### ③協働による身近で安全な公園づくりと活用の促進

- ・身近な公園・緑地では、地域住民が公園の維持管理や利用調整を行う「管理運営協議会」等を組織し、さらに、「管理運営協議会」等を中心に、住民主体による公園・緑地の弾力的な運用を促進することにより、地域コミュニティ形成の場として柔軟な活用を図ります。

#### ④多様な公園・緑地の整備・保全

- ・緑ヶ丘霊園、早野聖地公園は、墓地の安定供給を図るとともに、緑地保全や生物多様性の保全及びレクリエーション機能をあわせ持つ墓園整備を進めます。
- ・再開発等の整備の機会を捉えて、都市景観の向上や歩行者等の休息・交流等のための「広場」の配置に努めます。
- ・都市林については、林相や土地の形態などに応じて、自然環境の保護、保全、復元に配慮した整備を市民協働により図ります。
- ・環境保全機能や災害時の安全な避難路、避難地などが期待できる「緑道緑地」の配置に努めます。
- ・臨海部において、水江町緑地の整備、東扇島地区・千鳥町地区の港湾緑地等の利用促進を推進するとともに、浮島1期地区の緑地整備を検討します。

#### ⑤長期未整備公園・緑地の整備・見直し

- ・長期未整備となっている都市計画公園・緑地については、区域の一部に市街地を含み事業の推進に支障をきたすとともに、長期にわたる制限を課している事例も見られることから、地域ニーズや社会情勢、市域全体としての公園・緑地のあり方等を踏まえつつ、区域の見直しや整備に向けた取組を進めます。

### (3) 市街地緑化の推進

#### ①拠点地区等における重点的な緑化の推進

- ・広域拠点や地域生活拠点及び川崎臨海地区は、都市緑化を効果的かつ効率的に推進するため、「緑化推進重点地区」として位置づけ、市民、事業者と協働して策定した緑化推進重点地区計画に基づき、公共施設の緑化や民有地の緑化などを促進します。

#### ②公共空間や公共施設、民有地の緑化の推進

- ・再開発等の大規模な土地利用転換にあたっては、「緑化指針」等に基づき、敷地内緑化の推進と緑のネットワーク化など、緑の創出を適切に誘導します。
- ・一定幅員以上の幹線道路において、道路緑化に努めるとともに、沿道の街なみ景観の向上・改善に取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・街路樹の適切な維持管理を進めるとともに、街なみ景観や歩行者の通行に支障をきたしている狭あい歩道に植樹された街路樹の樹種、管理のあり方を検討し、良好な街路樹ネットワークの形成をめざします。
- ・市街地においては、学校・庁舎などの公共公益施設の緑化に努めるとともに、市民や事業者との協働により、生垣緑化や駐車場緑化、屋上緑化、壁面緑化、事業所緑化などの民有地の緑化を促進し、環境や景観の向上に寄与する市街地の緑化の推進に努めます。
- ・工場を始めとした事業所の緑化を促進するとともに、地域環境の維持・保全を促進します。
- ・民有地における地域緑化を促進するため、地区計画等を活用した適切な緑地の保全・創出の誘導を図ります。
- ・レクリエーション機能や広域的な交流機能を持つ民間のレジャー施設の豊かな緑地の維持・保全を促進します。

#### ③市民協働による市街地緑化の促進

- ・遊休地となっている公共事業予定地や街かどのオープンスペース等を活用して、花壇の設置を進めるなど、市民の発意による主体的な緑化活動を支援します。
- ・住民からの申請に基づき「地域緑化推進地区」を認定し、住民の発意による主体的な地域緑化の活動を支援するとともに、「緑化地域」などの新たな緑化推進施策の取組を進めます。



#### ④臨海部の緑化の推進

- ・臨海部では、港湾緑地の整備を進め、市民が集う魅力ある港づくりを進めるとともに、土地利用転換の機会を捉えて、親水空間に配慮した緑地の整備を検討し、緑と水のネットワークの形成をめざします。

#### (4) 都市農地の保全と活用

- ・多摩川沿いの平野部や丘陵部に点在する優良な農地は、都市における新鮮な農産物の供給地として、さらに、良好な景観の形成や水源の涵養などの緑地としての機能、火災の延焼防止や一時的な避難場所などの防災機能、市民農園などのレクリエーション機能、農業体験を通じて食に対する理解を深める福祉・教育機能など、多面的な機能を持っていることから、良好な都市環境の形成に資する一団の優良な農地は、生産緑地地区への指定を促進し、一層の保全に努めます。
- ・都市農地の保全・活用を進めるために、農家が指導を行う体験型農園や市民農園など市民が「農」に親しむことができる仕組みづくりや市民の農業理解を促進するためのPR等に取り組むとともに、市民や大学、企業等の多様な主体との連携を図ります。
- ・農家・農業団体と連携した地産地消の取組を促進し、「農」のあるまちづくりによる都市農業の振興を図ります。
- ・地域の防災性の向上をめざして、農家の協力により、災害時における一時避難場所となる「市民防災農地」の登録を進めるとともに、農家や市民への制度の周知を通じて、農地の活用を努めます。
- ・農業の営農環境を維持するとともに、農地と住宅地が調和した良好な市街地の形成をめざして、農家の営農意向や宅地化意向を踏まえ、住民の発意による優良な農地の集約化と良好な住環境を形成する地区計画等の土地利用ルール策定や、地権者による土地地区画整理事業等を支援します。
- ・安全・安心な環境保全型農業の推進、さらに、「農ある風景」の保全等の農業振興施策と連携し、農家地権者や住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。

## 4 暮らしを豊かにする水環境を育みます

### (1) 流域を視野に入れた総合的な治水対策と健全な水循環系の構築

- ・多摩川水系、鶴見川水系において、流域の保水・遊水機能の確保や、流域一体となった総合的な治水対策をめざします。
- ・河川については、都市の安全性を高めるため、河川整備や適切な維持管理により、治水機能の向上等を図るとともに、自然環境や社会環境、景観や水質、親水などに配慮した、人と自然に優しい河川づくりをめざします。
- ・多摩川沿いの地域の治水安全性を高め、流域の市街地の良好な住環境を形成するために、国による高規格堤防の整備と連携し、多摩川の自然資産を活用した、市街地と河川敷が一体利用できる空間形成をめざします。

### (2) 多摩川の水辺空間の保全と活用

- ・貴重な環境資源である多摩川は、本市の骨格を形成する「多摩川軸」として位置づけ、多くの市民が楽しみ憩える環境の創出をめざして、多摩川やニヶ領用水などの貴重な資源を有効に活用し、市民活動団体やNPO、国などとの協働・協調の取組により、魅力ある水辺空間づくりを推進します。



多摩川

- ・多摩川は、都市計画緑地として指定されているとともに、一部は、風致地区にも指定されており、治水安全度の向上と、かけがえのない自然の恵みの次世代への継承、健全な水循環系の実現を図る流域全体を視野に入れた総合的な治水対策、生物多様性の保全回復をめざす「多摩川水系河川整備計画」と連携して、川を活かしたまちづくりをめざします。
- ・自然環境や景観の保全、スポーツやレクリエーション、環境学習の場等としての活用をめざし、「新多摩川プラン」を基に、市民活動団体や国などとの協働・協調の取組により、持続可能な魅力ある水辺空間づくりをめざします。

- ・水環境の向上や多自然川づくりの推進などとともに、「多摩川景観形成ガイドライン」に基づく多摩川の水辺景観の保全と沿川市街地を含めた一体的な景観づくりをめざします。
- ・河川敷の施設をわかりやすく案内するための誘導案内板等の整備を進めるとともに、市街地と一体となった身近な多摩川を創出するよう、多摩川へのアクセスの向上に配慮した道路整備を推進します。また、国による高規格堤防の整備等と連携し、誰もが多摩川に行きやすくなるような坂路や階段の整備を促進します。
- ・多摩川河川敷の運動施設やサイクリングコース等は、より多くの市民が集い、利用する場として、快適な河川空間の創出や運動施設の充実、利便性の向上を図ります。
- ・新たな河川空間の利用として、様々な手法を模索するとともに、市街地での開発事業との連携による河川空間の利用促進に向けた検討や、国による高規格堤防事業などにあわせた利用環境の整備を促進します。

### (3) 鶴見川流域を視野に入れた水循環系の健全化

- ・鶴見川水系においては、水循環系の健全化を理念とし、洪水安全度の向上、平常時の水量の適正化と水質の改善、流域の自然環境の保全回復、震災・火災時の安全支援、水辺とのふれあいの促進を総合的にマネジメントする「鶴見川流域水マスタープラン」に基づき、国や県などの関係機関と連携して、河川整備や河川環境の改善をめざします。
- ・河川敷や水面などの水辺環境の向上を図るため、動植物の生育・生息空間の保全・再生や緑化の推進などに努めます。

### (4) 都市の快適な環境づくりに寄与する河川・港湾の整備

#### ①河川の整備

- ・河川や水路は、市街地に残された貴重な緑と水のオープンスペースとして、河川整備にあたっては、地域の実情に応じて、自然環境や景観に配慮した多自然川づくりの考え方に基づいた施設整備を図るとともに、河川や水路に隣接する道路等の緑化に努めるなど、緑と水のネットワークの形成をめざします。
- ・二ヶ領用水では、水路や周辺景観を保全する取組を推進するとともに、豊かな自然を守り、親しみのある二ヶ領用水をめざした整備を進めます。
- ・渋川では、都市景観の形成や身近な親水施設として、緑豊かで水と親しめ、多様な生物が生息できる空間として、まちづくりと一体的な環境整備を進めます。
- ・河川・水路の潤いある空間づくりにあわせて、水辺空間を活かした沿川市街地の街なみ景観づくりに取り組む住民の発意による主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・丘陵部の谷戸には湧水が残されていることから、健全な水循環を回復し、地下水の保全を図るため、地下水涵養の取組、湧水地の整備に努めます。



河川環境の整備



## ②港湾の整備

- 川崎港の魅力高めるとともに、臨海部における就労環境等の充実を図るため、開放的な親水空間に配慮した港湾緑地の整備に向けた取組を進めます。  
また、臨海部の活性化に向け、川崎マリエンや東扇島西公園・東公園などの港湾施設の利用を促進する取組を進めます。

## (5) 水の安定した供給・循環

### ①安定した給水の確保と安全性の向上

- 良質で安全な水道水や工業用水を安定的に供給するため、老朽化した施設や水道管路の更新・耐震化を計画的に進めます。
- 省エネルギー機器の採用や地形の高低差を活かした自然流下による取水・送水・配水を継続するなど、環境に配慮した取組を進めます。

### ②下水道による良好な循環機能の形成

- 安全で快適な都市環境を実現するために、浸水対策や水洗化による生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図る下水道施設の早期完成をめざします。  
汚水整備については、未普及地域の解消に向けた取組を進め、雨水整備については、整備水準を5年確率降雨（時間雨量 52mm）とし、浸水リスクの高い地区では、10年確率降雨（時間雨量 58mm）に対応する対策を進め、浸水被害の軽減を図ります。
- 計画的な維持管理や老朽化した下水管きよの再整備・水処理センター・ポンプ場における地球温暖化対策・省エネルギー対策などを考慮した設備更新や再構築を進めます。
- 東京湾や多摩川・鶴見川の水質改善を図るために、合流式下水道の改善を進めるとともに、水処理センターにおける高度処理施設の導入を進めます。

## 5 個性と魅力にあふれた川崎らしい景観の形成をめざします

### (1) 川崎を形づくる骨格を際立たせる景観づくり

- 市域の骨格を形成する景観要素である、多摩丘陵や多摩川、港湾、二ヶ領用水などを大切に、その特徴的な骨格を際立たせる景観づくりをめざします。

### (2) 個性と魅力ある川崎の顔となる景観づくり

- 広域拠点、地域生活拠点、臨空・臨海都市拠点等の本市における良好な景観形成の先導的役割をもつ都市拠点は、川崎の都市イメージをつくる顔として、個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざします。



川崎駅東口

### (3) 地域特性を活かした身近な街なみの景観づくり

- 地域の自然的資源や歴史的資源、新たにつくられた都市的資源等の地域らしさを発見し、調和させながら受け継いでいくことをめざして、市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援します。

#### (4) 市民・事業者・行政の協働による景観づくり

- ・優れた景観形成に向けて、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすことが求められています。景観形成の主役として、市民の主体的な景観づくりの活動を支援するとともに、景観形成の協力者である事業者に対しては、景観形成施策に基づく事業の実施を誘導します。
- ・行政は、景観形成の総合的な推進役として、また、景観形成の先導的な役割を担うために、景観に配慮した公共空間の整備に努めます。

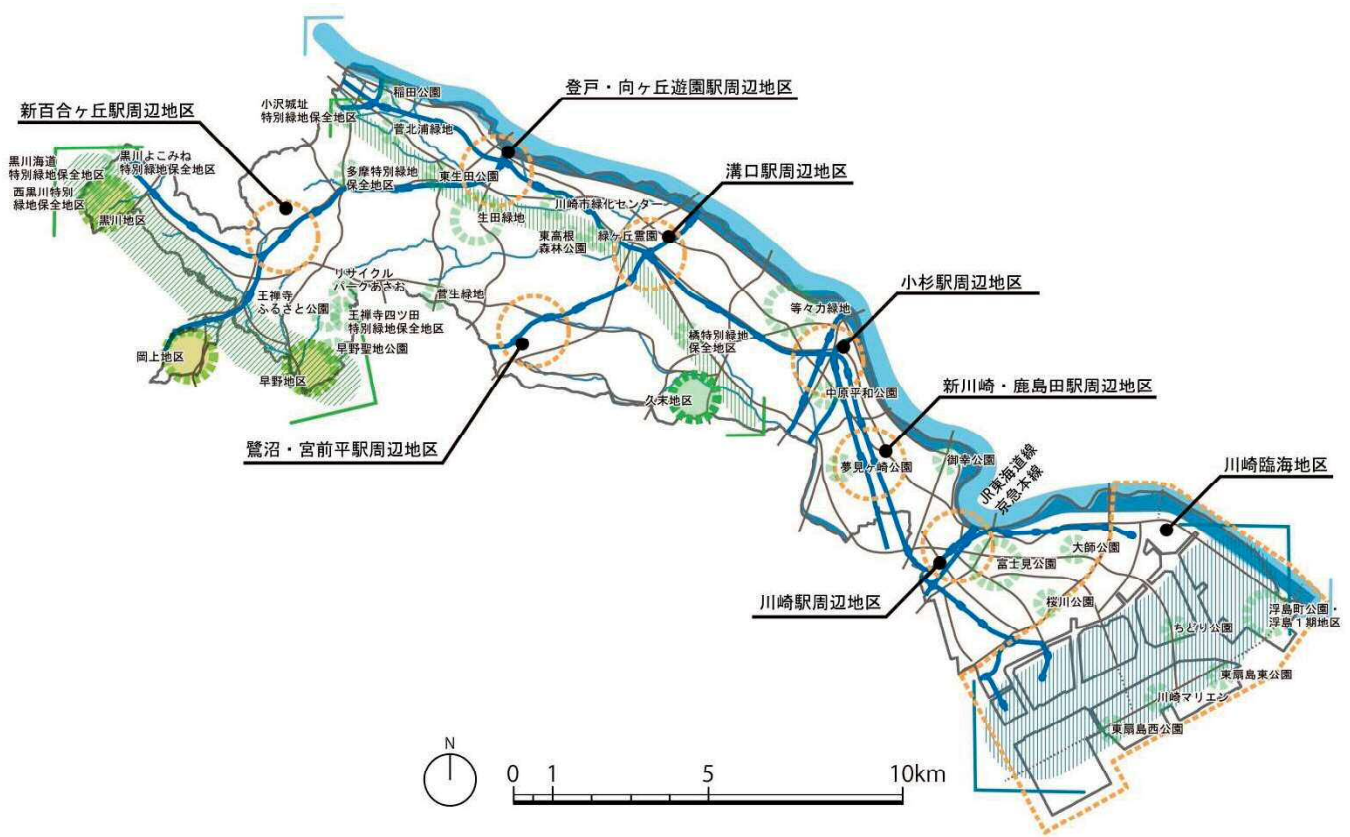


川崎大師

#### (5) 来訪者に優しい交流環境の整備と観光を通じたまちづくり

- ・本市の特性や強みを活かし都市全体の魅力を高め、新たな集客・交流の増加による地域経済の活性化を促進するため、優良な宿泊施設の整備・誘導に向けた都市計画制度の運用を検討します。
- ・交通アクセシビリティの強化とネットワーク化に向けて、川崎駅周辺の交通結節機能の強化及び羽田・殿町地区等と川崎駅周辺の連携強化をめざすとともに、情報を伝えるためのインフラの充実に向けて、Wi-Fiの快適な通信環境の整備や公共サインの多言語対応を進めていきます

# 都市環境方針図



— 方針 —

<p><b>みどり軸</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 多摩丘陵軸</li> <li> 多摩川崖線軸</li> <li> 多摩川軸</li> <li> 東京湾軸</li> </ul>	<p><b>みどり拠点</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li> 大規模公園緑地</li> <li> 緑と農の3大拠点</li> <li> 農と緑のふれあい拠点</li> <li> 緑化推進重点地区</li> </ul>
--	---

— 基本凡例 —

- 主な幹線道路
- 河川
- 駅
- 鉄道

第1部

改定の趣旨等

第2部

まちの現状・課題

第3部

都市づくりの基本理念

第4部

分野別の基本方針

第5部

沿線まちづくりの考え方

第6部

計画の実現・推進方針